

新型コロナウイルス危機突破支援事業 交付要綱

(健康・理美容サービス業等対応型)

(趣旨)

第1条 この要綱は、顧客との密接な接触を避けることが難しい業種の小規模事業者が、新型コロナウイルス感染症対策として、業種別ガイドラインに基づいて実施する取組を支援するため、予算の範囲内で新型コロナウイルス危機突破支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。
- (3) 新型コロナウイルス関係補助金 長野県が新型コロナウイルス感染症に関して、令和2年度中に事業者に対して補助している、「コロナ特別対応型持続化支援事業補助金」、「飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金」、「観光関連サービス業等生産性向上支援補助金」をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす長野県内で事業を営む者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 長野県内に本社所在地を有する小規模事業者であること。
- (2) 業務が、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業のいずれかに該当すること。
- (3) 業種別ガイドラインに基づく、感染防止の取組を実施していること。
- (4) 長野県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係

を有している。

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業を行っていないこと。
- (7) 新型コロナウイルス関係補助金について、支援金の申請時点で受給していないこと及び支援金の申請後も受給しないこと。

（交付金額）

第 4 条 交付金額は、1 事業者につき 100,000 円とする。

（支援金の交付申請）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス危機突破支援金交付申請書兼口座振込依頼書及び必要書類を長野県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の提出部数は 2 部とし、その提出期限は知事が別に定める。

（交付の通知）

第 6 条 知事は、第 5 条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により支援金を交付すべきものと認めるときは、当該申請者に交付額及び支払予定日を文書により通知する。なお、不認定等としたときは、当該申請者に別途通知するものとする。

（不当利益の返還）

第 7 条 知事は、偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けた者があるときは、その者から支援金を返還させることができる。

（補足）

第 8 条 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。